令和５年度台湾向けファムツアー及びオンラインプロモーション事業業務委託企画提案募集要項

令和５年８月９日

発注者　富士箱根伊豆国際観光テーマ地区神奈川県協議会会長
（神奈川県国際文化観光局観光プロモーション担当課長）

１　委託業務の名称

令和５年度台湾向けファムツアー及びオンラインプロモーション事業業務委託

２　委託業務の内容

別添「令和５年度台湾向けファムツアー及びオンラインプロモーション事業業務委託仕様書」のとおり

３　委託料上限額

4,424,627 円（消費税及び地方消費税を含む。）

４　参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とします。

(1)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
(2)　神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
(3)　本募集要項に示す業務を履行する能力を有すること。
(4)　会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続をしていないこと。
(5)　最近１年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
(6)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
(7)　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にないこと。
(8)　暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しないものを役員に含まないこと。
(9)　神奈川県暴力団排除条例第９条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。
(10)　日本国内の法人格を有するものであること。

５　スケジュール

(1)	募集開始	令和５年８月　９日（水）
(2)	参加意思表明書の受付	令和５年８月 17日（木）17時15分まで（必着）
(3)	質問書の受付	令和５年８月 17日（木）17時15分まで（必着）
(4)	質問に対する回答	令和５年８月 23日（水）（予定）
(5)	企画提案書の受付	令和５年８月 28日（月）17時15分まで（必着）
(6)	提案書に対する質問	令和５年８月 31日（木）17時15分まで
(7)	(6)に対する回答	令和５年９月　４日（月）17時15分まで
(8)	審査会等の実施	令和５年９月　５日（火）から７日（木）（予定）

(9)　選定結果の通知　　令和５年９月 13日（水）（予定）
(10) キックオフミーティング　令和５年９月 26日（火）～９月28日（木）

６　参加手続き

(1)　参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、富士箱根伊豆国際観光テーマ地区神奈川県協議会のウェブサイト（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/cnt/fujihakoneizu-ken-kyogikai.html)からダウンロードするか、神奈川県国際文化観光局観光課（神奈川県庁新庁舎エネルギーセンター棟１階）で受け取ってください。

(2)　参加意思表明書（誓約書）の提出

参加を希望する者は、必ず参加意思表明書（誓約書）（様式１）及び役員等氏名一覧表（別紙）を提出してください。参加意思表明書等の提出がない者の参加は認められません。

ア　提出書類　参加意思表明書（誓約書）（様式１）及び役員等氏名一覧表（別紙）
イ　提出期限　令和５年８月 17 日（木）17 時 15 分まで（必着）
ウ　提出方法　持参又は郵送
※　持参も可としますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送を推奨します。
エ　提 出 先　富士箱根伊豆国際観光テーマ地区神奈川県協議会事務局　廣松
（神奈川県国際文化観光局観光課内）

(3)　質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、すべての参加意思表明書の提出者に対して、電子メール又はファクシミリで行います。

なお、質問書には、法人名、担当部署、担当者名、電話番号、回答先となる電子メールアドレス及びファクシミリ番号を必ず記載し、また、必要に応じて、質問に関連する仕様書等の箇所（ページ、項番等）をお示しください。

ア　提出書類　質問書（任意様式）
イ　提出期限　令和５年８月 17 日（木）17 時 15 分まで（必着）
ウ　提出方法　電子メール又はファクシミリ
電子メールアドレス： i-tourism@pref.kanagawa.lg.jp
ファクシミリ番号：045-210-8870
エ　提 出 先　富士箱根伊豆国際観光テーマ地区神奈川県協議会事務局　廣松
（神奈川県国際文化観光局観光課内）
オ　回 答 日　令和５年８月 23 日（水）（予定）

(4)　企画提案書等の提出

別添「令和５年度台湾向けファムツアー及びオンラインプロモーション事業業務委託企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書等を提出してください。

ア　提出書類

提出書類については、表紙、様式２及び見積書以外は、提案者名、関連企業名、ロゴマーク等の提案者が特定できる情報を入れないようにしてください。

(ｱ)　企画提案書（様式２～５、表紙を含む）
(ｲ)　見積書(内訳明細を含む。任意様式)
a　<u>宛名及び発行（提出）日を必ず記載してください。</u>
b　宛名は、「富士箱根伊豆国際観光テーマ地区神奈川県協議会会長」としてください。

c　選定に当たっては、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください（いずれに該当するかを明示すれば、総額及び 110 分の 100 に相当する金額の両方を記載いただいても構いません)。

なお、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

d　商号、所在地、代表者（役職、氏名、代表者印）を記載してください。

イ　提出部数　７部（記名版３部（正本１部、副本２部)、無記名版４部）

※　記名版は、表紙、様式２及び見積書に提案者名、関連企業名、ロゴマーク等の提案者を特定できる情報が記載されたものとなります。

※　正本は代表者印が必要です。副本は複写で可とします。

※　無記名版は、内容は記名版と同じとしますが、表紙、様式２及び見積書を含めて、提案者を特定できる情報を入れないようにしてください。

なお、公正な審査とするため、審査会等は、無記名版を基に実施します。

ウ　提出期限　令和５年８月 28 日（月）17 時 15 分まで（必着）

エ　提出方法　持参又は郵送

※　持参も可としますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から郵送を推奨します。

オ　提 出 先　富士箱根伊豆国際観光テーマ地区神奈川県協議会事務局　廣松
（神奈川県国際文化観光局観光課内）

7　選定方法

(1)　評価基準

審査会を設置し、企画提案書の内容に基づいて審査を行い、選定します。

審査項目	審査内容	配点
1　業務遂行能力 (30 点)	○業務実績【様式３】 ○業務実施体制及びスケジュール【様式４】 ・業務実施体制、連絡体制、個人情報取扱体制 ・スケジュール	５点 10 点 15 点
2　業務企画能力 (60 点)	○個別の主要業務【様式５】 ・招請対象者(旅行会社、メディア等)の選定 ・ファムツアー及び取材先におけるコンテンツの選定 ・掲載媒体の選定 ・効果測定・分析・商品造成目標	 20 点 20 点 10 点 10 点
3　見積（10 点）	○見積書の積算額	10 点
合　　計		100 点

※　審査委員の平均得点が 50 点を超えない提案は、順位いかんに関わらず、自動的に不採用とします。

※　「1　業務遂行能力」及び「2　業務企画能力」の各項目のうち、１項目でも０点となるものがあった場合についても、不採用とします。

※　審査委員の合計得点が最も高い提案を採用します。

※　同点の場合は、「2　業務企画能力」の各項目の合計点が最も高い提案者を採用します。さらに同点の場合は、審査委員が協議の上、決定します。

⑵　審査会における提案内容の説明及び質疑応答

当該企画提案募集にあっては、書面審査のため、提案内容の説明及び質疑応答を行う説明会は実施しません。

⑶　参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

ア　提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。

イ　委託料の見積額が３に記載の上限額を超えるもの。

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ　虚偽の内容が記載されているもの。

オ　４に記載の参加資格を満たしていないもの。

⑷　選定結果の通知

令和５年９月 13 日（水）（予定）までに通知します。

８　業務委託の契約手続き

次のとおり、業務委託の契約手続きを行います。

⑴　選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となります。

⑵　契約の際に提案内容を一部変更することがあります。

⑶　選定された提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と、同様の契約手続きを行います。

９　留意事項

⑴　参加に係る経費は参加者の負担とします。

⑵　提出する書類は、書面に本件にかかる責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先を記載すれば、代表者印の押印は無くても構いません。

⑶　提出された書類は、原則として返却しないものとします。

⑷　提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。

⑸　提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとします。

⑹　選定後、参加者名等は公表しますが、審査結果については、採用者以外は特定されない方法で公表します。

⑺　発注者が、企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。

⑻　本事業は、変更を伴う場合があります。その変更においては、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ、対応することとします。

10　問合せ先

〒231-8588（住所の記載を省略できます）横浜市中区日本大通１
富士箱根伊豆国際観光テーマ地区神奈川県協議会事務局
（神奈川県国際文化観光局観光課内）
担 当 者　廣松
電　　話　045-285-0812（直）
ﾌｧｸｼﾐﾘ　045-210-8870
電子メール　i-tourism@pref.kanagawa.lg.jp
ｳｪﾌﾞｻｲﾄ　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/cnt/fujihakoneizu-ken-kyogikai.html